
用語の解説

用語解説

【あ】	
アドプト制度 (アダプト制度)	→里親制度
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置します。
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのようない連の取り組みによって地域社会そのものが活性化していくと考えられます。
NPO	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のことです。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど様々な分野で活動する団体が含まれます。
オープンスペース	マンションの敷地内に設けられる、建物が立っていないスペースのことです。 駐車場なども含めてオープンスペースという場合もありますが、一般的には、子どもの遊び場や遊歩道、植栽などが整備された広場・庭園など、そのマンションの住人にとつて快適な、憩いのスペースとして活用されている空間のことを指します。オープンスペースが広いほど、隣地の建築物との距離が取れるため、ゆとりや開放感など、快適性も上がります。
【か】	
街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置します。
河川区域	河川法に基づいて指定されている区域で、地域制緑地の一つです。
環境保全機能	地球環境問題への関心の高まりの中で、ビオトープ（生物生息空間）の保全・整備と創出、快適でうるおいのある都市環境の創造、ヒートアイランド等の都市気候の緩和など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような主として存在を重視した機能です。
緩衝緑地	都市公園の種別の一つで、工場、コンビナート地帯あるいは道路、鉄道から周辺の住宅地、市街地への公害や災害を防止するため、境界地区において設けられる緑地です。

幹線道路	道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路です。
間伐	混みすぎた森林を適正な密度にして健全な森林に導くために、また、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う伐採で、残存木の成長を促進させる作業です。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。この作業により生産された丸太が間伐材です。
カントリーパーク	第三次全国総合開発計画の地方定住構想を受けて、計画区域外に設置される都市公園です。農村や漁村などの住民が、文化やスポーツを楽しめるように各種施設を整備します。
協働	市民・事業者・市など、これまで各自の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にもってきた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係です。それぞれの努力を補完して取り組みをすすめることで、ばらばらに取り組む場合と比べて、大きな効果を生み出すことができるものと期待されます。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置します。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。 欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及しています。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール（緑の旅行）と呼ばれています。
景観構成機能	市街地を取り囲みその背景となる緑地、市街地内の社寺林などの郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク・シンボルとなるような緑地など、特色あるまちづくりに資するようなとして都市景観を重視した機能です。
公園緑地	「都市公園など」と「民間施設の緑地」として整備・管理されているものの総称で、「施設緑地」と同義語です。
公共施設緑地	公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当します。

【さ】	
里親制度	街路樹や屋敷林などの樹木を移植し、個人のボランティアで管理する制度です。本来は人に対して使用することから、本市では「緑の育成ボランティア制度」に名称を変更しました。「アドプト制度」とも言います。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域です。
市街化調整区域	都市計画区域のなかの一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域です。
施設緑地	都市公園法に基づいた“都市公園”と都市公園以外の“公共施設緑地”および“民間施設緑地”とに区分されます。
自然公園	わが国の自然の風景を保護するとともに、その利用の増進をはかり、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的として、昭和 32 年に制定された自然公園法に基づき指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称です。
自然林	植林によらずに自然に生成した森林、天然林です。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会などを提供するために、レクリエーションなどとして営利以外の目的で、蔬菜類などの栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園です。最近は、地方公共団体や農協などが市街地に残された農地の活用をはかりつつ、市民のニーズに応えるため、農地所有者から農地を借り上げ設置するケースが多くなっています。
市民緑地制度	土地の所有者が、自ら土地を市民の利用に供する緑地として提供することを支援し、緑の保全を推進する制度です。土地の所有者からの申請に基づき、地方自治体または緑地管理機構がその土地の所有者と契約し、市民緑地をつくります。この場合、土地所有者には一定の優遇措置が与えられます。
社会・環境貢献緑地評価システム (SEGES シージェス)	民間企業等の緑化の取り組みを環境保全の事業活動として社会的に評価、格付けし、その後押しをすることを目的とした制度であり、(財)都市緑化基金により実施されています。認定は、意欲が評価されるグリーンステージから、高い貢献度を長年維持することで取得できるスマートステージまで 5 段階に区分されています。
住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園です。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分されます。

森林計画制度	国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで、森林の経営を規制する制度です。具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成されます。
森林法	明治30年に制定され、昭和26年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典です。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律です。近年では、平成10年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成13年に、重視する機能に応じて森林を3区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正されました。
生産緑地	都市計画法と生産緑地法に基づく地域地区の一環で、農林漁業との調和をはかりつつ良好な都市環境の形成に資することを目的に、市街化区域内の農地などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園緑地など公共施設などの敷地に適している 500 m ² 以上の土地を指定します。
生物の多様性	地球上のあらゆる生物種の多様さを意味しており、(1)生物種の数が多いという「種間の多様性」、(2)同じ種の中でもそれぞれの個体が有している遺伝形質がことなるという「種内の多様性(遺伝子の多様性)」、(3)これら生物とその生息環境からなる生態系(ある地域内に生息する生物群とその生活に關係のある物理的環境とを総合して一体としたもの)が多様であるという「生態系の多様性」という3つのレベルの多様性を含んでいます。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置します。
【た】	
多自然型工法	河川が本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出を目指した工法です。
地域森林計画 対象民有林	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つです。
地域制緑地	緑地保全地区（都市緑地法）・風致地区（都市計画法）・保安林区域（森林法）などの“法による地域”、緑地協定（都市緑地法）による“協定”、“条例などによるもの”などの緑地が該当します。

地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1 km の範囲内で 1 地区当たり 1 箇所面積 4 ha を標準として配置します。
着地型観光都市	着地型観光にいう「着地」とは、観光客を受け入れる側の地域を指し、これに対して、旅行者が出発する側の地域を「発地」と呼びます。従来の観光が、旅行代理店が旅行者の「発地」から出発するパック旅行等を企画し、着地側である観光地がそれを受け入れるという形態で成り立っていたのに対して、着地型観光では、地域にある観光資源を着地側の地域住民が発掘し、発信するというものであり、まさに住民主体型の活動であるといえます。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など特殊な公園でその目的に則し配置します。
特別緑地保全地区	<p>都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。（都市緑地法第 12 条、首都圏近郊緑地保全法第 5 条、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第 6 条）</p> <p>指定は 10ha 以上の場合には都道府県が決定し、10ha 未満の場合は市町村が決定します。また、指定都市にあつては、指定都市が決定を行います。</p> <p>指定の要件は次のいずれとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの * 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの * 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの <ul style="list-style-type: none"> • 風致又は景観が優れているもの • 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの
都市基幹公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境とレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園です。その機能から総合公園と運動公園に区分されます。

都市計画区域	都市計画を策定する場ともいるべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の範囲を言います。
都市公園	都市公園法により整備された公園です。都市公園法第2条に規定する公園施設で、街区公園や近隣公園などの“住区基幹公園”、総合公園などの“都市基幹公園”、風致公園や歴史公園などの“特殊公園”、広域公園や都市緑地などの“その他公園”などがあります。
都市公園法	「都市公園の設置と管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」 都市公園設置と管理基準などを定めるため昭和31年4月20日に公布、同年10月15日に施行された法律です。
都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上をはかるために設けられる緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置します。ただし、既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善をはかるために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とします。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
都市緑地法	都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として制定された旧・都市緑地保全法(1973年)が2004年の法改正(いわゆる景観緑三法の制定)により改称されました。 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規程しています。
都市林	都市の生活環境を維持・向上させる機能を発揮させるため、都市でまだ自然環境が残されている地域を中心として、市街地やその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地などにおける野生動物の保護、都市気候の改善を行うことを目的として設けられる都市公園です。
【な】	
二次林	山火事や伐採などで原生植生が破壊された後に生じる森林です。
農業振興地域 農用地区域	農業振興地域整備法に基づいて指定されている地域制緑地の一つです。

【は】	
ハザードマップ	ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。 ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効です。
パートナーシップ	→協働
バリヤフリー	英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」を一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることを意味します。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消など、物理的な障壁の除去という意味合いが強い言葉ですが、最近ではより広い意味で用いられるようになっています。
ヒートアイランド（現象）	都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないとこと、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染などが原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなっている、等温線が島状になる現象です。
ビオトープ	ドイツ語で生物をあらわす Bio と、場所を表す Top を組み合わせた造語です。学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられます。有機的にネットワークすることにより、生物の移動に貢献し、地域生態系全体の質の向上に寄与します。野生生物が生息可能な環境状況を積極的に復元・創造していくという意味合いで用いられます。
ビスタイルン	「ビスタ」は「眺望・展望」を意味します。
風致地区	都市の風致（丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地などを含む良好な自然的環境のこと）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区です。
ファサード	建築物の正面です。ヨーロッパ建築で重要視され、正面と同程度の装飾がほどこされている場合には、側面についても言います。
壁面緑化・屋上緑化	都市化に伴う緑化空間の減少を補い、都市環境と景観の向上をはかるために、建物の壁面や屋上を緑化する。建物内の消費エネルギーが軽減されたり、生物の移動空間となったりします。
保安林区域	森林法に基づいて指定されている地域制緑地の一つです。

防災機能	災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地、都市公園に対する緩衝地帯としての役割を果たす機能です。
保存樹・保存樹林	“都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律”に基づき、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木又は樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したものです。所有者は、保存樹または保存樹林について枯損防止など保存に努める義務を負います。
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所です。 地域の生活環境を良くすることを重視し、気軽に休める憩いの場となっています。
ボランティア	ボランティア活動に携わる人のことです。ボランティア活動は、古典的な定義では自発(自主)性、無償(無給)性、利他(社会、公共、公益)性に基づく活動とされるが、今日ではこれらに先駆(先見、創造、開拓)性を加えた4つをボランティア活動の柱とする場合が一般的となっています。
【ま】	
緑の基本計画	都市における緑地の保全と緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的にすすめることを目的とする計画です。この計画は、都市緑地保全法の改正により創設され、市町村が策定主体となり作成するものです。
緑の将来像	環境基本計画や都市マスタープランなどにおける都市づくりの基本理念を踏まえて、将来目指すべき緑の方向、緑の都市づくりの基本的な考え方、ビジョンなどを示したものです。その際、住民に分かりやすいテーマやキャッチフレーズを設定します。
緑のネットワーク形成	公園緑地のレクリエーション利用を向上させるため、また、生物の移動と生息空間を守るために、河川、緑道、幹線道路の緑化などの線状の水と緑により、公園緑地などを網状に結ぶことです。 ネットワーク 網の目のように作った組織、系列、つながりそのものを言います。

緑の目標水準	<p>目標年次に対して、市街地内や都市計画区域内における緑地の確保目標量、都市公園などの施設として整備すべき緑地の確保目標量、公共公益施設や民有地の緑化に対する都市全体の目標などを定めたものです。</p> <p>* 緑地の確保目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地率＝当該区域の緑地面積（施設緑地＋地域制緑地） / 当該区域面積 ・ 緑地の確保目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成7年7月)」を踏まえて、将来市街地面積に対して概ね30%以上が望ましいとされている。 <p>*一人当たり都市公園面積目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり都市公園の面積目標水準は、「都市公園法施行令 第一章第一条」を踏まえて、都市計画区域内で10m²以上が、市街化区域内で5m²以上が望ましいとされている。 <p>*一人当たり都市公園等面積目標水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり都市公園等の面積目標水準は、「都市計画中央審議会答申等(平成7年7月)」を踏まえて、20m²以上を目標とすることが望ましいとされている。
民間施設緑地	民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地をいます。一般的には、公開していることや永続性の高いことが条件となるが、具体的に位置づける場合は地域の実情に合わせて適宜判断しています。
民有林	国有林以外の森林をいい、民有林には私有林（個人有、会社有、社寺有等）、公有林（県有、市町村有、財産区有等）、公社所有林等があります。
【や】	
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザイン（Universal Design）とは国籍や文化、言語を越え、年代や個々の能力レベルの程度を問わずに誰もが利用することができるような製品、施設などのデザイン設計のことを示しています。
【ら】	
ランドマーク	景観を構成するひとつの要素で、その都市や地域の象徴あるいは目印として特徴をもつものです。わかりやすくかつ個性のある景観を形成するための都市デザインの要素として活用されます。一般的には周辺から見ることのできる高さがあるものです。

緑視率	緑の量を把握するための指標の一つで、ある地点において人の視野内に占める緑のみかけの量の割合を言います。一般的な調査方法は、道路上や交差点より写真を撮影し、写真全体の中で樹木や樹林が占める面積割合を求める方法を探っています。
緑地	都市公園や公共施設、民間施設の緑地として整備・管理されている「施設緑地」と、森林地域や河川区域、農業振興地域農用地区域などとして保全・管理されている「地域制緑地」の総称です。
緑地協定	一定区域の近隣住民相互の合意により、緑地についての制限を協定として既存の制限に付加し、自ら遵守していくこうとするものです。
緑地率	一般に広義に緑地という場合、都市公園などの营造物である緑地のほか、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、山林、水面などが含まれます。そうした緑地が地表面を覆う比率を緑地率と言います。
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性と快適性の確保などをはかることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯と歩行者路又は自転車路を主体とする緑地のことです。幅員は 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場などを相互に結ぶよう配置します。
緑被率	樹林・植栽地・草地などの植物の緑でおおわれた、もしくは緑でおおわれていない自然的環境の状態にある土地（緑被地）の面積の、ある一定の区域の面積に対する割合です。緑の総量を平面的に捉える目安の指標として、一般的に用いられています。
緑化重点地区	緑地の保全・整備と都市緑化の総合的な展開をはかるために、モデルケースとして設定した地区です。設定した地区においては、緑化推進施策をできる限り詳細かつ具体的な整備計画として策定します。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、「緑化地域」を地域地区として都市計画決定を行うことにより、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度です。
緑化率	学校などの公共公益施設や工場などの民間施設において、各施設の敷地面積に対する緑化された面積の割合です。（道路は、緑化延長率）。
リニューアル	新しく作り直して再生させることです。リフレッシュやリボンといった呼び方をすることもあります。

レクリエーション機能	多様化するレクリエーション需要に応え、日常的なレクリエーションと全市的なレクリエーション活動に対処しうるような利用を重視した機能です。
レッドデータブック	<p>環境庁が作成している資料集で、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップしてその危険度を解説したもの。以下の3種類に分けています。</p> <p>【絶滅危惧種】絶滅の危機に瀕している種又は亜種</p> <p>【危急種】現在の状態が續けば近い将来絶滅する種又は亜種</p> <p>【希少種】生息条件の変化によって「危急種」「絶滅危惧種」に移行する種又は亜種。</p>
ロケーション	周辺からみた建物の位置取り・立地条件です。

※ 本表は、関連する語句を含めて整理しているため、本文中に無い用語もあります。